

北九州市ごみステーション集積容器等設置補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭ごみステーションまたは資源化物ステーション（以下「ごみステーション」という。）を清潔に維持管理する地域の活動を支援するため、ごみステーションに集積容器等を設置する地域住民に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第 2 条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めがあるものを除き、「北九州市補助金等交付規則」に定めるところによる。

(補助対象集積容器等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる集積容器等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ごみステーションの散乱ごみを防止し、周辺の美観の向上を図るために必要なもので、敷地内で固定して利用する集積容器等を新設又は維持管理機能を向上させるための改修に限るもの。（以下「集積容器等」とする。）
- (2) ごみ収集後、折り畳んだうで収納ができる折り畳み式簡易集積容器、ファスナー式防鳥ネット等（以下「簡易集積容器等」とする。）
- (3) 前号に掲げるもののうち、市長が別に定める仕様を満たし、別に定めるワンストップ窓口において取り扱う特定の容器（以下「指定集積容器」という。）

(補助の要件)

第 4 条 補助金の交付にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない

- (1) 市にステーション代表者を届け出ていること。
- (2) 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 地域住民が補助対象の集積容器等を適切に維持管理すること。
- (4) 前回の交付から 5 年以上経過したごみステーションであること。
- (5) 第 3 条第 1 号に掲げる集積容器等を新たに設置する場合は、ステーション敷地所有者の承諾を得ていること。

- (6) 第3条第1号に掲げる集積容器等を新たに設置する場合は、第5条第1項の事前協議及び第2項の現地確認を経ていること。
- (7) 第3条第2号に掲げる簡易集積容器等を新たに設置する場合は、第2-2号様式の誓約の欄に署名を行うこと。
- (8) 第3条第3号に掲げる指定集積容器等を新たに設置する場合は、第2-3号様式の誓約の欄に署名を行うこと。

(事前協議及び現地確認)

- 第5条 第3条第1号に掲げる集積容器等を新たに設置する場合は、ステーション代表者は、所管の環境センターと事前協議を行わなければならない。
- 2 第3条第1号に掲げる集積容器等を新たに設置する場合は、ステーション代表者は、事前協議どおり集積容器等が設置されているか、所管の環境センターの現地確認を受けなければならない。
 - 3 第1項の事前協議及び前項の現地確認は、別紙に定める「ごみステーション集積容器等の設置基準及び仕様」によるものとする。

(補助金の額等)

第6条 交付する補助金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる集積容器等を新たに設置する場合は、設置費用を含めた購入費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1とし、1ステーションあたり5万円を限度とする。なお、10円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 第3条第2号に掲げる簡易集積容器等を新たに設置する場合は、購入費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1とし、1ステーションあたり2万円を限度とする。なお、10円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) 第3条第3号に掲げる指定集積容器を購入する場合の補助金の額は、前号に規定する額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載したごみステーション集積容器等設置補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、ごみステーション集積容器等設置補助金購入内訳書（第2-1号様式、第2-2号様式又は第2-3号様式）及び購入した集積容器等の領収書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、指定集積容器に係る補助金の交付申請については、購入した指定集積容器の領収書の添付を省略することができる。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 補助事業の目的、内容及び成果
- (3) 交付申請額、算出基礎及び支払明細

(補助金の交付決定及び確定通知)

第 8 条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書兼実績報告書を受理したときは、これを審査したうえ、補助金交付の可否を決定し、交付額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該申請者に補助金交付決定通知書兼確定通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 9 条 交付決定者は、北九州市会計関係帳票規則別表の第 1 5 号様式により補助金を請求するものとする。

(交付の決定の取消し)

第 10 条 市長は、交付決定されたものが、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助の要件を満たさないことが明らかになったとき
 - (4) その他、補助金の交付の内容その他この要綱の規定に違反したとき
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、市長は、すでに交付されている補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

付 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。